

## 福祉医療費助成制度の概要

### 1 目的

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。

#### ●主な改正経緯

S48. 4月	制度創設	対象者：70歳以上の者、寝たきり者、重度知的障がい者、重複障がい者、重度身体障がい者 自己負担：なし
S54. 10月	対象者拡大	母子家庭を追加（所得税非課税世帯）
S58. 2月	対象者縮小	70歳以上の者を削除（老健対象のため）
H13. 8月	自己負担導入 所得制限導入	1 医療機関あたり 1 ヶ月 500 円（薬局を除く） 特別障害者手当の所得制限を準用（障害者本人のみ）
H17. 10月	対象者拡大 自己負担拡大	父子家庭を追加（母子家庭→ひとり親家庭） 1割（薬局を除く） 限度額設定

### 2 実施主体

市 町 村

（事業に要する経費の 2 分の 1 を県が補助）

### 3 対象者（対象者数は平成 25 年 4 月 1 日現在）

対 象 者	対象者数と割合	要 件	所得制限
重度知的障がい者	2,171人(8.5%)	療育手帳 A 所持者	特別障害者 手当の所得 制限を準用 〔20歳未満 はなし〕
重度身体障がい者	14,305人(55.7%)	身障手帳 1～2 級所持者	
重複重度障がい者	31人(0.1%)	身障手帳 3～4 級 + IQ50 以下	
寝たきり者	18人(0.1%)	65 歳以上で 3 か月以上臥床し、他人の介護が必要な者	所得税非課 税世帯
ひとり親家庭	9,149人(35.6%)	18歳未満又は高校 3 学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童	
合 計 数	25,674人		

### 4 助成する医療費の範囲

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く）から医療費の 1 割（次表の限度額を超える場合は、次表の額）を控除した額。

区 分	対象者数と割合	控除額(自己負担限度額)	
		入院	入院外
1 2 及び 3 以外	10,145人(39.5%)	40,200円	12,000円
2 市町村民税世帯非課税者	14,909人(58.1%)	7,500円	4,000円
3 20歳未満の障がい児・者	620人(2.4%)	2,000円	1,000円
合 計 数	25,674人	(1 医療機関 1 か月当たり)	

# 福祉医療費助成制度見直し検討状況について

## ●福祉医療費助成制度検討会議の設置及び協議内容

(1) 検討会議設置日 平成25年2月26日(火)

(2) 参加機関 島根県健康福祉部(青少年家庭課、障がい福祉課)  
県内全市町村福祉医療担当課

(3) 現在の主な協議事項

### ①自己負担限度額引き下げ

	一般		低所得	
	入院	外来	入院	外来
現行	40,200	12,000	7,500	4,000
ケース1 一般を1/2、低所得を1/2の負担へ	20,000	6,000	4,000	2,000
ケース2 一般を1/2、低所得を1/4の負担へ	20,000	6,000	2,000	1,000
ケース3 一般を1/4、低所得を1/4の負担へ	10,000	3,000	2,000	1,000

【影響額の試算】 県 : +1.1億円 ~ +1.9億円  
市町村 : +0.2億円 ~ +0.9億円

### ②対象者の拡大(精神障がい者を追加)

	入院	外来
精神医療	A	自立支援医療 (自己負担10%)
		B
一般医療	C	D

## 障がい者の自立に向けた特別支援事業

### 1. 対象者【平成 23 年度】

身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）	38,911 人	} 計 70,760 人 (総人口の約 10%)
知的障がい者（療育手帳所持者数）	6,755 人	
精神障がい者（精神科入院又は通院患者）	25,094 人	
その他発達障がいなど		

### 2. 事業概要【H24 年度当初予算：806 百万円】

#### (1) 障がい者の地域生活移行支援

- ①相談支援体制の充実
  - ・相談支援体制整備事業 ほか
- ②生活の場の確保
  - ・グループホーム、ケアホーム整備事業
- ③就労訓練・活動の場の充実
  - ・障がい者就労移行推進事業
  - ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業
  - ・障がい福祉と農業の連携促進事業 など
- ④地域生活移行・地域生活支援の充実
  - ・市町村地域生活支援事業
  - ・精神障がい者地域生活移行支援事業

#### (2) 極めて重度の障がい児（者）への支援事業

- ①サービス拠点の確保、在宅サービスの充実
  - ・重症心身障がい児（者）サービス提供体制整備事業
  - ・重症心身障がい児（者）巡回等療育事業 など
- ②強度行動障がい者への支援の充実
  - ・強度行動障がい特別支援体制整備事業
- ③障がい児の治療費用の負担軽減
  - ・障がい者療育支援事業（県外受診交通費助成・滞在費貸付）

#### (3) 制度の狭間にある障がい者に対する支援

- ①発達障がい者支援体制整備事業
- ②高次脳機能障がい者支援事業
- ③子どもの心の診療ネットワーク事業

## ◆予算額推移

(百万円)

	福祉医療費助成事業	障がい者の自立に向けた特別支援事業	合計
H16	1,121	0	1,121
H17	911	316	1,227
H18	663	451	1,114
H19	658	599	1,257
H20	662	662	1,324
H21	686	742	1,428
H22	692	783	1,475
H23	646	874	1,520
H24	623	806	1,429

※当初予算ベース。ただし、H17特別支援事業は9月補正。